

※ 追検査について、高校への問い合わせ、
 検定等は、中学校職員が行います。

令和6年1月12日
 県立学校教育課

重要

令和6年度県立高等学校入学者選抜及び沖縄県立特別支援学校高等部等入学者選抜
 における追検査実施要項

1 追検査について（令和6年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項より抜粋）

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

2 追検査の日程等

(1) 追検査（志願先は、すでに出願した学校及び学科等とする。）

ア 検査の場所・・・志願先高等学校または特別支援学校高等部（以下、「志願先学校」という。）

イ 追検査申し出期間（「追検査受検希望届（追検様式1）」を志願先学校へ提出）

① 令和6年3月6日（水）午前9時から午後4時

② 令和6年3月7日（木）午前9時から正午

ウ 追検査の期日と時間割・・・第1日目 令和6年3月18日（月）

第2日目 令和6年3月19日（火）

※ 時間割については、一般入学の学力検査と同じ。

エ 合格発表日・・・・・・・・・・ 令和6年3月25日（月）学校が指定する時間

(2) 追検査第2次募集（上記（1）で不合格となった者を対象とする。）

ア 一般入学で第2次募集を行った学校に志願できる。

イ 志願書の提出・・・令和6年3月26日（火）午前9時から午前11時

ウ 面接等の期日・・・令和6年3月26日（火）学校が指定する時間

エ 合格発表日・・・・・・・・・・ 令和6年3月27日（水）学校が指定する時間

3 追検査における選抜の方法及び定員

選抜の方法は、一般入学のそれに準ずる。また、定員については、弾力的に取り扱う。ただし、美里工業高等学校調理科・浦添工業高等学校調理科・沖縄水産高等学校海洋技術科など、一部専門学科は除く。

4 手続き方法等

(1) 追検査・・・・・・・・・・ 申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検様式1）を志願先学校へ提出する。

(2) 追検査第2次募集・・・ 出願期間内に、出身中学校等を通じて、出願書類を志願する高等学校または特別支援学校へ提出する。出願書類については、県立高等学校入学者選抜実施要項「4 第2次募集」の「(3) 出願手続」の「ア」に準ずる。

(3) その他・・・・・・・・・・ 追検査第2次募集については、出身中学校等を通じて、出願前に志願希望調査を行う。詳細については、当該中学校へ別途通知する。

5 その他

追検査実施要項等については、ホームページ（沖縄県教育委員会）にも掲載します。また、最新の情報や追加的な留意事項等については、随時、更新します。

令和6年度県立学校入学者選抜に係る
追検査の実施についてのQ&A
(中学校・県立学校共通)

Q1 追検査の受検を希望できるのは、どのような受検生か。

A インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由（両親等の危篤・死亡、自宅の火災等）により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者が対象となります。

Q2 学力検査当日、インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症に罹患している受検生は、必ず追検査の受検となるのか。

A 「必ず追検査の受検」とはなりません。学力検査当日、受検者本人が一般入学における学力検査等（以下、「本検査」という。）を受検できると判断した場合は、別室にて、本検査を受検することが可能です。その際、受検生はマスクを着用しての受検をお願いします。

しかし、感染症の影響により重篤で、本検査を受検できなかった者は、追検査の受検を希望することができます。

Q3 学力検査当日、インフルエンザ等の感染症に罹患したときと同じような症状があり、会場へ行くのが困難であった。その場合、追検査の対象となるか。

<具体的な症状> 高熱（38.0℃以上）、呼吸困難、強い倦怠感や関節痛など

A 学力検査当日に病院受診し、診断書を発行してもらうことで追検査の対象となります。（診断書には、受診時の体温および症状を必ず記載させてください。原則として、診断の結果がインフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症の場合が追検査の対象となります。ただし、学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症でない場合も追検査の対象とする場合があります。）

ただし、いかなる理由であっても、当日発行の診断書でない場合は、追検査の受検を希望することはできません。

Q4 学力検査当日の校時途中に具合が悪くなり、受検が困難になった場合、その受検生は追検査の対象となるか。

A 追検査の対象となりません。（追検査の受検を希望することはできません。）そのような場合は、県立学校長の判断により、別室での受検が可能です。ただし、原則として、保健室での受検はできません。

※ただし、全身痙攣や呼吸困難などの緊急な手当が必要な症状等が出た場合においては、県立学校長の判断により、追検査の対象とすることができます。

別紙2

Q5 月経随伴症状等（PMS（月経前症候群）含む）によって、会場へ行くのが困難であった場合、その受検生は追検査の対象となるか。

A 学力検査当日に病院受診し、診断書を発行してもらうことで追検査の対象となります。（診断書には、受診時の体温および症状を必ず記載させてください。）

中学校においては、学力検査当日に発生した症状のみで生理痛やPMSとの診断をすることは困難な場合があるため、対象となり得る生徒に対して、普段から病院受診をしておく必要があることの周知をお願いします。

<参考>

○専門によると「学力検査当日の訴えのみで診断書を出す保証はない。そのため、月経痛の強い人は、普段から通院するかかりつけ医の診断が必要である。」との見解があります。

Q6 追検査をうけるためにはどのような手続きが必要か。また、追検査の第2次募集については、どのような手続きが必要か。

A 対象者の保護者（もしくは親族）は、学力検査1日目、もしくは学力検査2日目（1日目は午前9時～午後4時、2日目は午前9時から正午）に、「追検査受検希望届」（追検様式1）を中学校等を通して志願先高等学校または特別支援学校高等部へ提出しなければなりません。

その際、病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかる書類を添付してください。

追検査第2次募集における出願書類は、県立高等学校入学者選抜実施要項「4 第2次募集」 「(3) 出願手続き」のアに準じます。志願者は中学校の教員と同伴し、志願先高等学校へ当日9時から11時までに出願してください。当日の流れについては、後掲「Q16」も参照ください。

Q7 追検査届け出期間内(学力検査2日目正午まで)に診断書等を添付できなかった場合、対象にならないのか。

A 病院が近くにない場合や家庭の事情でどうしても病院受診ができなかった場合は、学力検査2日目午後4時までには中学校長を通じて、県立学校教育課に連絡し、指示を受けてください。

Q8 追検査の場合、改めて出願するのか。また、志願変更はできるのか。

A 追検査における志願先は、すでに志願した学校・学科等であり、改めて出願するものではありません。そのため、志願変更もできません。

また、追検査第2次募集については、一般入学において第2次募集を実施した学校・学科等に出願できるが、志願変更はできません。

Q9 推薦入学では、追検査は行わないのか。

A 一般入学において受検の機会が保証されていることから、推薦入学では、追検査は実施しません。

Q10 本検査と追検査において、学力検査の得点の取り扱いに差はあるか。

A 本検査と追検査に差はありません。学力検査の得点はどちらも同等に取り扱います。

別紙2

Q11 追検査会場は志願先高等学校となっているが、離島の受検生は近くの県立学校で受検できないか。

A 原則としてできません。受検校によっては、実技等を課すなど追検査の内容が異なることや日程的に対応が厳しいため、ご理解のほどよろしく申し上げます。

Q12 定員について、「弾力的に取り扱う」とは、どういうことか。

A 原則として、一般入学で定員が満たされた場合でも、入学定員の枠を超えて取り扱うことができます。(クラス数×1～2名程度)

Q13 美里工業高等学校調理科・浦添工業高等学校調理科・沖縄水産高等学校海洋技術科など、一部専門学科の定員の対応はどうなっているか。

A 美里工業高等学校調理科・浦添工業高等学校調理科・沖縄水産高等学校海洋技術科など、国家資格・施設の関係で弾力的な対応が難しい一部専門学科については、一般入学定員内で合否判定を行います。

もし、追検査受検者が不合格となった場合、一般入学不合格者の中から追加合格を出す可能性があります。(以下、この対象を「追加合格候補者」いう。)

追加合格候補者が第2次募集に出願している場合、本人・保護者等の意思確認の上、第2次募集の志願辞退を認めます。志願辞退については、3月26日(火)午前9時までに関係校へ連絡し、出身中学校等を通じて、辞退の手続きを行う必要があります。

Q14 追検査においても、「学力検査等に際しての配慮可否通知書」で許可された配慮内容について、同様の対応をしてもらえるか。

A 同様の対応ができない可能性があります。追検査の有無については、本検査の日程終了後にしかわからないことから、準備期間がありません。そのことから「学力検査等に際しての配慮可否通知書」で許可された配慮内容について、一部対応できない場合があります。

中学校においては、「学力検査等に際しての配慮可否通知書」を受け取った生徒に対し、上記のこと事前に周知しておくようお願いします。

Q15 追検査第2次募集はどの学校でも募集するのか。また、その定員はどうなるか。

A 追検査第2次募集については、一般入学第2次募集を実施した学校で募集を行います。また、定員については、原則として、弾力的に対応します。

Q16 追検査第2次募集は、志願書提出と面接等が同一日となっているが、詳細の日程はどうなっているか。

A 中学校職員が志願先高等学校または特別支援学校高等部へ当日9時から11時までに出席します。その際、面接のみを行う学校については、書類受理後、受付と並行して、面接を行うことができます。また、面接以外に実技検査等を実施する場合は、各県立学校が指定する時間に検査等を実施します。

詳細については、一般入学で第2次募集を実施した学校に確認してください。

Q17 追検査第2次募集の出願について、「出願前に志願希望調査を行う」とあるが、なぜか。

A 追検査第2次募集については、志願者・出身中学校・県立学校ともに、短い日程での対応が必要となります。入学者選抜を円滑に実施するため、追検査受検予定者に対して、出願前に第2次募集出願予定先を調査しています。

第2次募集願書受付期間である3月15日から19日までに、出身中学校等を通じて、県立学校教育課へ志願予定先高等学校を報告してください。詳細については、当該中学校等へ別途連絡します。

※ 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行したことを受け、令和6年度県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対策については、特段の対応等はありません。

<参考> 「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和5年4月28日付け5文科初第347号文部科学省初等中等教育局長通知) より一部抜粋

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

追検査受検希望届

令和6年3月 日

沖縄県立

校長 殿

受 検 番 号

志願者氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

令和6年度県立学校入学者選抜における学力検査等（以下、「本検査」という。）を、下記の理由により受検することができません。追検査を受検したいので届け出ます。

記

- 1 追検査を希望する教科等（ただし、本検査で受検できなかった教科等に限る）。

国語 理科 英語 社会 数学 面接等

- 2 理由

- 3 添付書類

診断書 入院証明書 事故証明書 その他（ ）

上記の志願者について、保護者から申し出があり、相違ないことを証明します。

令和6年3月 日

中 学 校 名

校 長

印

<記入上の注意>

- 追検査を希望する教科等については、該当するものを○で囲むこと。（面接等には、特別支援学校の教科である体育・技術（職業）を含む。）
 - 理由欄には、本検査を受検できなかった理由を具体的に記入すること。
 - 添付書類については、該当する書類の□にチェック（✓）を入れること。
- ※ 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかる書類を添付すること。